

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務
(調査、設計、測量等)の対応方針(第2回変更)

令和2年3月19日

市長決裁

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務(調査、設計、測量等)の対応について、埼玉県県土整備部長からの通知(別添参照)を踏まえ、次のとおり対応を変更するものとします。

なお、本方針に伴う事務手続については、草加市事務決裁規則に基づき進めるものとします。

【対応方針】

変更前

- 3 一時中止の期間は、令和2年3月2日から令和2年3月19日までの期間とします。

変更後

- 3 一時中止の期間は、令和2年3月2日から令和2年3月19日までの期間とします。令和2年3月20日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)などの事情を個別に確認するものとします。

【今後について】

国や埼玉県から新型コロナウイルス感染症対策について、更新、具体化などの通知がある場合には、改めて方針の変更等を行うものとします。